

議會定例會を昭和二十四年八日(出席議員三十二名)に

市警察事務取扱
料條例中改正の件

八尾市告示第六六
八尾市吏員定數等に関する條例中改正の件

第八條第一項及び第二項の許可證の更新手数料当額とする。

八尾市吏員定數等に關する條例中改正の件

八尾市吏員定數等に關する條例の一部を改めて同様の規定により改正する。但し市長において事務障があると認めたときは、次の但書を加える。

八尾市條例第二二號

八尾市吏員定數等に關する條例中改正の件

この條例は昭和二十四年二月一日から施行する。但し市長において事務障があると認めたときの限りではない。

附 則

八尾市告示第六六

八尾市公益質屋資金條例を次のように制定する。

八尾市長 脇田幾記

八尾市公益質屋資金條例制定の件

八尾市公益質屋資金條例第五五號

八尾市公益質屋資金條例

第一條 この資金は圓以内とする。

第二條 この資金は公益質屋貸付資金であるものとする。

第三條 公益質屋資金は八尾市長が管轄してこれを保管する。

第四條 民生課長が決裁を經て收入契約を締結する場合に於ける公益質屋資金の運用は、但し運用中に屬するものとする。

第五條 質屋從事吏員に交付される金は、公益質屋資金は八尾市長が管轄してこれを保管する。

第六條 質屋從事吏員に交付される金を回収したときの利子を添え民生課長が決裁を經て收入契約を締結する場合に於ける公益質屋資金の運用は、但し運用中に屬するものとする。

第七條 賃金を支給する場合は、公益質屋資金は八尾市長が管轄してこれを保管する。

第八條 第一項及び第二項の許可證の更新手数料当額とする。

正豫算の要領
尾市歲入歲出
昭和二十四年
記

本市會の議決
る昭和二十四年
尾市歲入歲出追
豫算

(一) 市稅 入
八一六〇八、
一、市獨立稅
一四五〇三、
(五) 府支出金
八〇九五、
三、府交付金
三二四七、
(九) 市債
二〇三〇〇、
一、市債
二〇三〇〇、
(一) 議會費
二七三九
(一) 市會議費
二七三
(一) 市役所費
三七六五五
一、市役所職員
二五七二一
二、營繕費
一二五〇
三、市役所職員
二七三
六、市政調查費
三〇〇
(四) 土木費
一〇四五
三、都市計畫事
二六五〇
五、諸費
一三三四
六、保育所費
九二
(五) 教育費
三六〇九
十、小學校增築
三六五〇
(六) 社會及施設
一六九〇
四、援護費
五五
七、公益質屋費
三五〇
(七) 保健衛生費
一八三四
十六、市民病
八二四
(八) 產業經
三六〇
十七、主要食
糧

大字太田一、五三八
高橋芳太郎
大字太田一、五七八
平岡末吉
大字治三七
辻井幾太郎
市大字南木ノ本五五六
泰山安太郎
市大字沼三一五
角野平太郎
市大字太田一、四七六
山田徳松
市大字木ノ本四九九
高内善太郎
中天宇南木ノ本六二〇
木村巳之吉

大字植松五一四
山田卯之松
尾市大字滝川七二八
浜沢清兼
尾市大字植松一、二一
前田竹雄
中川正一
尾市大字龜井八七一
玉田治三郎
尾市大字竹淵三二五
杉山正夫
尾市大字植松一、三六
松浦正三

市管告示第六十八号
和二十四年八月十九日
尾市選舉管理委員會
員長 井上傳
調整法第十五條の二第二
第一号の区分に屬する
地調整法第十五條の二第二
項第三号の区分に屬する
該第二号の区分に屬する
大字治三七
辻井幾太郎
市大字南木ノ本五五六
泰山安太郎
市大字沼三一五
角野平太郎
市大字太田一、四七六
山田徳松
市大字木ノ本四九九
高内善太郎
中天宇南木ノ本六二〇
木村巳之吉

大字太田一、五三八
高橋芳太郎
大字太田一、五七八
平岡末吉
大字治三七
辻井幾太郎
市大字南木ノ本五五六
泰山安太郎
市大字沼三一五
角野平太郎
市大字太田一、四七六
山田徳松
市大字木ノ本四九九
高内善太郎
中天宇南木ノ本六二〇
木村巳之吉

大字植松五一四
山田卯之松
尾市大字滝川七二八
浜沢清兼
尾市大字植松一、二一
前田竹雄
中川正一
尾市大字龜井八七一
玉田治三郎
尾市大字竹淵三二五
杉山正夫
尾市大字植松一、三六
松浦正三

其の翌日納入するものとする	(十二) 公債費 （二五）、〇〇〇圓
第七條 賃屋從事吏員は質屋貸付資金現金簿を設けその收入を明らかにしなければならない	（十三）諸支出金 （二二三〇）、六三九圓
第八條 収入役は毎月この資金の出納計算書を調整し翌月十日までに民生課長に合議の上市長に報告しなければならない	（十四）貯蓄費 （二二〇）、〇〇〇圓
第九條 この條例の施行について必要な事項は市長がこれを定める	（十五）貯蓄獎勵費 （一五〇）、〇〇〇圓
附 則	（十六）七七八、八〇〇圓
一、この條例施行の日ににおける既貸付金は本條例による公益質屋貸付資金に充てるものとする 二、この條例は昭和二十四年八月一日から施行する	（十七）七七八、八〇〇圓
八尾市告示第六九号	（十八）特價監理委員費 （一四八九〇四）、五二二四
本市會の議決を經たる昭和二十四年度市特別會計上水道費歳入歳出自加更正豫算	（十九）八尾市告示第六八号

選管告示第六七号
昭和二十四年八月
八日執行の八尾市
正地區農地委員會
員の選舉において
選した者の住所氏名
は次の通りである
昭和二十四年八月十九日
八尾市選舉管理委員會
委員長 井上 健
農地調整法第十五條の二
三項第一号の区分に属す
者 住 所 氏 名
八尾市大字北本ノ本一
森 本 善
八尾市大字太田一五九

農地調整法第十五
三項第一号の区分に
者
八尾市大字久寶寺二
のと 簡井平太
八尾市大字久寶寺一、
三 田中奈良
農地調整法第十五條の
三項第二号の区分に屬
者
八尾市大字久寶寺二、
七 因野富太
八尾市大字久寶寺二、
七 太田駒
農地調整法第十五條の
三項第三号の区分に屬
者
八尾市大字久寶寺二、
三 御内幸次
八尾市大字久寶寺二、
五 木村徳

五郎三五郎三九
四郎五郎三二
雌三二第一
する第二

